

### 施策3 食品の安全性確保のための体制の充実

#### 基本施策 (7) 緊急事態における体制の維持・強化

県の重要な責務として、食品に起因する重大な健康被害の発生を未然に防止することがありますが、健康被害が発生するような緊急事態に備えるためには、日頃からの危機管理体制の構築と、迅速かつ的確な対応を行うことが求められます。

このため、県では食品の危機管理に関して、連絡体制や各種対策要綱等を整備し、健康被害を最小限にするための対策を講じています。

今後は、食品流通の広域化に伴い、被害が広範囲に渡る事案の発生も予想されるため、平常時からの部局間及び国や関係機関との緊密な連携を図り、緊急時に備える必要があります。

また、緊急事態が発生した場合には、迅速で分かりやすい情報提供を行い、社会的な混乱や風評被害を防止する必要があります。

#### ア 緊急時の関係各課の連携の推進(関係各課)

##### <取り組みのポイント>

- 緊急事態が発生した場合は、まず、各事案毎の要綱等に基づき対応を行い、さらに、県として全庁的な危機管理対応が必要な場合には、副知事を本部長とした庁内関係部局長からなる「沖縄県食品の安全安心推進本部会議」を開催し、的確な対応と拡大防止に努めます。

#### 目 標

取り組み	現 状 (H30 年度実績値)	目標値 (R6 年度)
④緊急時の関係各課の連携の推進	※ <sup>4</sup>	随時

※<sup>4</sup> 平成 30 年度は緊急時の会議開催はないが、平成 30 年度の施策状況報告で推進本部会議を 1 回開催した

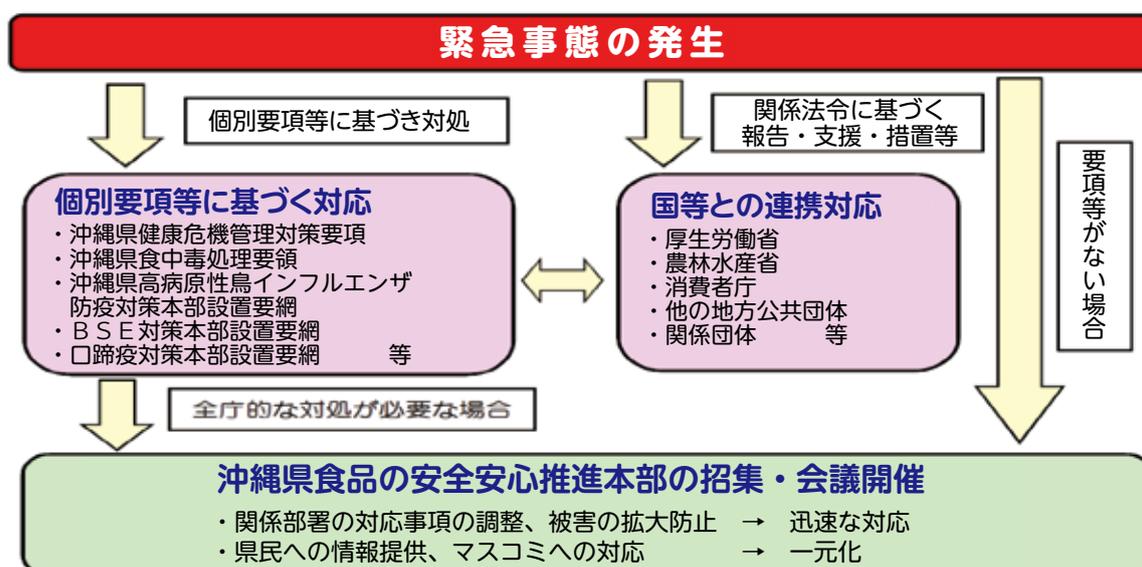


図 1 5 緊急時における県の体制